

# 湖北やすらぎの里タオル類レンタル及び私物洗濯業務公募型プロポーザルの実施について

下記の業務について、公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和 2 年 3 月 2 日

介護老人保健施設湖北やすらぎの里

施設長 伊 達 成 基

## 記

### 1 業務名

タオル類レンタル及び私物洗濯業務

### 2 業務の概要

#### (1) 業務内容

湖北やすらぎの里の利用者に対し、タオル類のレンタル(各種の日用消耗品の提供を含む)及び入所者の衣類等私物洗濯に係る業務を行い、利用料金を請求する業務全般を行うもの。

#### (2) 業務実施場所

介護老人保健施設湖北やすらぎの里(滋賀県長浜市木之本町黒田 1221 番地)

#### (3) 予定期間

令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### 3 業者選定方式

公募型プロポーザル方式

詳細は、公募型プロポーザル実施要項(以下「実施要項」という。)による。

### 4 プロポーザルへの参加に必要な資格要件

次の要件を全て満たす法人に限り参加することができる。

#### (1) 下記に該当しない者であること。

- ① 契約の履行に当たり、故意に物品を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- ④ 監督または検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者

- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - ⑦ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
  - ⑧ 前各号に類する行為を行なった者
- (2) (一財) 医療関連サービス振興会が発行する医療関連サービスマーク認定(寝具類洗濯業務)を有すること。
  - (3) (一財) 日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度付与事業者であること。
  - (4) 県内または近隣府県に自社専門洗濯工場が完備されていること。
  - (5) 災害対策の観点から近畿圏内に自社専門洗濯工場を2カ所以上保有していること。
  - (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める欠格者でないこと。
  - (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをされている者(再生手続きの開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
  - (8) 国税および地方税を滞納していないこと。
  - (9) 長浜市の指名停止措置期間中の者でないこと。
  - (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
  - (11) 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員でないこと。
  - (12) 100床以上の介護入所施設または200床以上の病院で同様なレンタルサービス業務実績を1年以上継続している者であること。

## 5 実施要項等の配布

実施要項等は、長浜市立湖北病院ホームページから 湖北やすらぎの里のアイコンをクリックし、様式をダウンロードして使用すること。

(湖北やすらぎの里 [http://www.ikbk.jp/kanren\\_shisetsu/](http://www.ikbk.jp/kanren_shisetsu/))

## 6 プロポーザルに関する事務を担当する課

介護老人保健施設湖北やすらぎの里事務局

〒529-0426

電話：0749-82-3725

FAX：0749-82-3744